

## 涌谷町公告第13号

### 「第六次涌谷町総合計画策定及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務」 公募型プロポーザル方式による実施事業者の選定に係る手続開始の公告

第六次涌谷町総合計画策定及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務の公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定を準用し、次のとおり公告する。

令和6年6月14日

涌谷町長 遠藤 稔雄

#### 第六次涌谷町総合計画策定及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務 公募型プロポーザル実施要領

##### 1 目的

この要領は、第六次涌谷町総合計画策定及びまち・ひと・しごと創生総合戦略見直しをするにあたり、その業務を支援する業者の募集・選定をするために必要な事項を定めるものである。

##### 2 業務概要

第六次涌谷町総合計画策定業務

涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務

##### 3 委託業務内容

別紙「第六次涌谷町総合計画策定及びまち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務委託特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

##### 4 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

##### 5 委託上限額（提案限度額）

金15,731,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(内訳) 令和6年度： 5,222,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

令和7年度：10,509,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

## 6 プロポーザル参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加を申し込みできる者(以下「申込者」という。)は、委託業務を効率的に実施できる法人又は個人とし、以下の要件を満たす者であることとする。

- (1) 令和5,6年度涌谷町競争入札参加資格承認簿に登録されていること。
- (2) 国、宮城県及び涌谷町入札参加業者における、入札参加資格停止の期間中でないものであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 涌谷町暴力団排除条例(平成24年涌谷町条例第21号)の規定による入札参加資格停止措置の期間中でないものであること
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (6) 官公庁発注の総合計画策定関連業務の受託実績を有する者であること。
- (7) 県内に本店又は支店等が存在すること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- (10) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する営業及び夜間のみの営業を行っていないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可または民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 7 スケジュール及び参加手続き等(案)

内 容	期 日
事業告知	6月14日(金)
質問受付期間	6月14日(金)～6月20日(木)
質問回答日	6月25日(火)
参加申込書受付期間	6月14日(金)～6月28日(金)

企画提案書受付期間	7月 1日（月）～ 7月16日（火）
書類選考結果通知	7月22日（月）
企画案のプレゼンテーション	7月29日（月） 予定
審査結果通知・公表	8月上旬 予定
契約締結	8月中旬 予定

(1) 実施要領等の配布

実施要領等は、涌谷町公式ウェブサイトからダウンロードすること。

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

本プロポーザルに関する説明会は実施しないため、疑問点等については以下のとおり受け付ける。

イ 質問書の受付期間

令和6年6月14日(金)午前9時から令和6年6月20日(木)午後5時まで

ロ 質問書提出方法

質問書（様式第1号）により電子メール又は、FAX、郵送、持参で提出すること。なお電子メールでの質問の場合、件名に「涌谷町総合計画等策定支援業務プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

【提出先】

〒987-0192 宮城県遠田郡涌谷町字新町裏153番地2

涌谷町企画財政課企画班 宛

E-mail : gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp

FAX : 0229-43-2693

ハ 質問への回答

令和6年6月25日(火)までに涌谷町ホームページに質問者を伏せて掲載する。なお回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

8 参加申込書等について

(1) 提出書類

イ プロポーザル参加意向申請書（申込書）（様式第2号）

ロ 会社概要書（様式第3号）

※設立年月日、代表者、所在地、資本金、事業内容、社歴等が確認でき、かつ最新の内容がわかるもの。パンフレットの併用も可

ハ 業務実績調書（様式第4号）

※地方公共団体等における総合計画等の団体の全般に係る計画の策定業務等の同種業務の受託実績

- ニ 誓約書（様式第5号）
  - ホ 国税に係る納税証明書
  - ヘ 都道府県税に係る未納または滞納がないことの証明又は納税証明書
  - ト 市町村税に係る未納または滞納がないことの証明又は納税証明書
- ※上記ホ、ヘ、トについては、すべての税目において未納がないことが確認できるもので、発行から3か月以内のものとし、写し可とする。
- また、ヘ、トについては参加拠点の所在地の都道府県及び市町村が発行するものとする。

(2) 提出期限

令和6年6月28日（金）必着

(3) 提出先及び提出方法

提出先は7（2）ロに同じ。提出方法は持参、又は郵送による提出とする。

※持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。なお郵送の場合、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付することとし、封筒に『参加申込書等在中』と記載し期限内に必着のこと。

9 企画提案書について

(1) 提出書類

仕様書の内容を踏まえて、次のイ～ニの順のように分かりやすく提出すること。コンセプトや有資格申込者のPRポイント等を明確にし、分かりやすくまとめること。

イ 企画提案書（任意様式）

- ・業務の目的を達成するため、仕様書に示したものの以外の事項についての提案も可とする。
- ・計画策定支援業務に関する具体的な提案として、町と提案者との作業分担内容を明確にすること。
- ・書類はA4サイズ、片面刷り20ページ以内（表紙、目次を含まない）で作成すること。ただし、図表等については、必要に応じA3サイズで折り込み可とする。

ロ 業務体制表（任意様式）

- ・業務実施、管理体制について記載すること。

ハ 業務スケジュール表（任意様式）

- ・仕様書の内容を踏まえて業務進行の工程を記載すること。

ニ 見積書（様式第6号）

- ・別紙様式により作成すること。
- ・添付資料として、年度別内訳書（任意様式）、積算内訳書（任意様式）を添付

すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

※副本については、提案者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和6年7月16日(火)午後5時必着

(4) 提出方法、提出先

上記提出書類を7(2)ロに同じ提出先とする。提出方法は持参、又は郵送による提出とする。なお郵送の場合、必ず簡易書留等の配達記録が残るもので送付することとし、封筒に『提案書等在中』と記載し、期限内に必着のこと。

(5) 提出書類の扱い

イ 受付期間終了後は、提出書類に記載された内容に追加、変更は認めない。ただし、発注者の同意があった場合は、この限りではない。

ロ 提出書類は、本件審査後も返却しない。

ハ 提出書類は、提案者の許可なく本プロポーザルの目的以外には使用しない。

ニ 発注者が認める場合には追加資料の提出を求める場合がある。

10 審査の方針

(1) 審査会の設置

企画提案書に係る提案内容の審査、候補事業者の選定は、第六次涌谷町総合計画策定及び涌谷町まち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)が行うものとする。

(2) 選定方法

本要領及び別紙「第六次涌谷町総合計画策定及びまち・ひと・しごと創生総合戦略見直し業務委託公募型プロポーザル審査基準」(以下「審査基準」という)に基づき評価を行う。審査の結果、最高順位となった者を優先受託者として決定する。

なお、最高順位の者が2者以上の場合は、審査委員会委員の多数決をもって受託候補者を決定する。

(3) 書類選考

参加申込者が5者以上の場合は、提出された企画提案書について、審査基準に基づく書類審査を行い、上位4者程度を受託者として選定する。なお、書類審査の結果は、令和6年7月22日(月)までに参加申込者全員に電子メールで通知する。

11 審査(プレゼンテーション)の実施

- (1) 日時 令和6年7月29日(月) 予定
- (2) 場所 涌谷町役場 西庁舎1階 第一会議室(時間等については、別途通知する。)
- (3) 人数 3名以内(説明は、本業務に直接関わる者とする。)
- (4) プレゼンテーション時間 30分以内  
(提案者からの説明時間 20分以内、涌谷町からの質問時間 10分程度)
- (5) 提案内容の説明  
提出した企画提案書に基づき説明を行うこと。企画提案書と異なる内容の説明及び追加資料の配布は認めない。
- (6) 使用機器  
プロジェクター及びスクリーンは涌谷町が準備する。  
その他、必要な機器は、提案者が準備すること。
- (7) 失格事項  
次の事項に該当する場合は、失格とする。
  - イ 提案者が参加資格を満たさなくなった場合。
  - ロ 提案書類に虚偽の記載又は不備(軽微なものを除く)があった場合。
  - ハ やむを得ない事業がある場合を除き、提出書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
  - ニ 見積額が提案限度額を超えた場合。
  - ホ プレゼンテーションの審査当日、指定時刻に遅れた場合。(公共交通機関の遅延等、提案者の責によらない場合を除く。)
  - ヘ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
  - ト その他著しく審議に反する行為があった等、審査員会において契約締結が困難と認められた場合。
- (8) 審査結果の通知  
審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に電子メールで通知する。ただし、各評価項目の点数等は公開しない。また、審査経過や結果に対する異議は受け付けない。

## 12 業務委託契約

- (1) 受託者に決定した者と、契約金額等契約条件について協議の上、見積書を徴収し、業務委託契約を締結する。なお、契約時における仕様書は、本町と受託候補者との協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- (2) 受託者が契約までの間に失格事項が判明した場合及び辞退した場合は、次点者を受託者とし業務委託の締結交渉を行う。
- (3) 業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、受託

者との協議により定めるものとする。

- (4) 受託者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

### 13 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 選定の採否を問わず、企画提案書の作成等、本プロポーザルの参加に要した費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

### 14 担当課

〒987-0192

宮城県遠田郡涌谷町字新町裏 153-2

涌谷町企画財政課 企画班 （役場庁舎2階）

TEL：0229-43-2112 FAX：0229-43-2693

電子メール：[gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp](mailto:gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp)

### 附 則

- 1 この要領は公布の日から施行する。
- 2 この要領は契約締結後廃止する。